

第38回福島地方裁判所委員会議事概要

1 日時

令和3年7月12日（月）午後1時15分

2 場所

福島地方裁判所 第1会議室

3 出席者

（委員）安斎康史，伊藤栄紀，小川理佳，久保木光治，佐藤みゆき
千葉和彦，土田昭彦（委員長），矢部良二，山崎暁彦
吉成宣子，渡辺敏光（五十音順，敬称略）

（説明者）太田民事部裁判官，柴山民事首席書記官，山口刑事首席書記官，細井事務局長，渡邊事務局次長，鎌田総務課長，今野広報係長

4 議事

(1) 新任委員の紹介（敬称略）

小川理佳委員，久保木光治委員，渡辺敏光委員

(2) 委員長代理指名（小川理佳委員）

(3) 前回委員会（テーマ：民事調停手続の利用促進について）以降の取組の報告（鎌田総務課長）

調停手続に対する誤解の解消のため，誤解の生じやすい点（金銭請求に限られない，弁護士は必ずしも必要ではない等）について，今後の警察学校等での講義において厚めに説明する予定であること並びに調停手続に関するリーフレットの県内全警察官への配布及び検察庁への備え置きの依頼等の取組状況を説明した。

(4) テーマ「民事訴訟手続のIT化」

ア 民事訴訟手続のIT化の概要及び福島地裁における取組状況につ

いて（太田民事部裁判官）

民事訴訟手続の I T 化の概要（「3つの e」，フェーズ I から III までの段階的实施等），フェーズ I（現行法で可能な I T 化）の実施状況及び民事裁判書類電子提出システム等について説明した。

イ 職員の実演による模擬ウェブ会議

委員に 2 グループに分かれていただき，職員の実演による模擬ウェブ会議（書面による準備手続，庁舎内の 3 地点を接続）を見学いただいた。

(5) 意見交換の要旨

（委員）

ウェブ手続の導入による裁判官及び一般職員の業務の効率化の状況並びにフェーズ 2 及び 3 の実施時期について伺いたい。

（委員）

現状は，ウェブ手続の対応をしながら，書面の管理を従前どおり行っている状況であるが，将来的には，書面の送達なども I T 化されることで，かなり効率化が進むものと思われる。

また，書面のやりとりに代えてファイル共有機能を利用して争点整理を行うことなどにより裁判手続の迅速化も図ることができると考えている。

（説明者）

フェーズ 2 については，令和 4 年度中の法改正を目標に法制審議会等で審議が行われており，また，フェーズ 3 については，令和 7 年度中の開始を目標にして最高裁において準備を進めていると聞いている。

（委員）

I T 化とは最終的にはどこまでのものを想定しているのか。例えば，代理人弁護士だけではなく本人が手続に関わることや，書面による準備

備手続といった非公開の手続だけではなく公開の手続をIT化することも想定しているのか。また、公開の手続をIT化する場合、傍聴はどのように行われるのか。

(委員)

最終的には、書面の提出などもIT化されて、裁判の記録が紙ではなくなるということを想定しているようである。また、本人訴訟で、いわゆるIT弱者と言われる方が関与する場合の対応等については、現在検討されているところである。

(説明者)

公開の手続については、裁判所の法廷で行うことを前提に、当事者、例えば代理人弁護士が事務所からウェブ会議に参加し、その状況を法廷のモニターに映して、それにより出頭した扱いとし、傍聴人はその様子を法廷の傍聴席で傍聴するイメージである。

なお、インターネット中継による公開も考えられるが、現在の法制審議会の議論ではそのような方向では検討されておらず、その理由としては、当事者のプライバシー等が不特定多数の者に広く知れ渡るということに抵抗があること、また、当事者が落ち着いた環境下での議論を望む場合にそれが妨げられることにもなりかねないことが挙げられているようである。

また、IT化については、民事裁判のほか、刑事裁判、家事事件、破産事件及び競売事件といった分野においても検討を始めていると聞いている。

(委員)

IT化の制度設計にあたっては、いわゆるIT弱者への対応であるとか、経済的負担の問題であるとか、そのような点で取りこぼしのない仕組みとしていただければと思う。

(委員)

所属組織でのウェブ会議の実施状況については、平成30年11月から手続のIT化について検討に着手し、今般の新型コロナウイルスを巡る状況により実現に向けてのスピードが早まり、令和3年2月1日施行の規則改正により、総会等の会議、各種手続、合議等について正式にウェブ会議の活用等が可能となり、これを受けて、県においてウェブ会議の要件等の運用方針を定めたところである。この運用方針において特に重要と考えている点は、参加者全員の秘密が保たれた状態でウェブ会議を実施できるのかということで、事前にテスト会議を実施して通信状況や第三者不在等の参加環境の確認をしている。そして、同年5月25日、福島県独自の非常事態宣言の期間中であることを踏まえ、総会等を初めてウェブ会議で実施したところである。ウェブ会議を実施しての印象としては、参加のしやすさはあるが、会議の雰囲気への把握が難しいというところがあった。

(委員長)

裁判官において、裁判手続のウェブ会議でそのような雰囲気への分かりづらさを感じることはあるか。

(委員)

電話会議からウェブ会議になったことで、表情が見えて、分かりやすくなったとの印象を持っている。代理人事務所に本人に来ていただいてウェブ会議を実施したことがあったが、その際もやりとりが容易だと感じた。また、労働審判手続でウェブ会議を利用した際も分かりやすいという印象だった。

(委員)

代理人弁護士としてウェブ会議の手続を経験しているが、記録の持ち運びが不要になるなど非常に便利な手続であると感じている。ただ、

民事調停事件，家事事件，離婚訴訟など当事者の感情が表れやすい事件で手続が円滑に進むかについては経験してみないと分からないところかと思う。

また，弁護士会ではZ o o m等を使用した会議を実施していることもあり，他の弁護士もそれほどI T化に対し抵抗感はないのではないかと思う。

（委員）

弊社でのI T化の状況であるが，従前は毎日午前9時30分及び午後4時30分から15人程度が集まって会議を行っていたところ，新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ，令和2年の夏以降はZ o o mを利用した会議，具体的には，担当者4人程度が集まり，他の担当者はウェブで参加するような形に切り替えた。オンライン会議の良い点としては，支社の担当者も参加できるようになり，広く意見を聴くことができるようになったこと，また，会議のたびに準備していた紙の資料をオンラインで共有することでペーパーレス化が図られたこと，悪い点としては，参加者が発言を控え，一定の者しか発言をしないといった傾向が出ていることだと感じている。

裁判所内部の会議をオンラインで実施するということはあるか。

（委員）

各種研修等や東北管内の裁判所との会議についてはオンラインで行っているところである。

（委員）

所属組織でもZ o o mやT e a m sを使用して会議や研修会を実施しているが，便利である反面，現在のコロナ禍ではマスク着用により顔がよく見えず，声も聴き取りづらい場合があることや，フェイストゥフェイスでの情報交換の満足度の高さという面から，場合により方法の

使い分けが必要であると感じている。裁判手続においても、画面共有だけでは真意が伝わらない場合もあるのではないかという点については注意が必要であると思う。

(委員)

本県では、相談業務については、インターネットを介した相談は受けておらず、電話により詳細を聴き取っている状況である。実施したオンラインの手続としては、件数は少ないものの、i P a dを使用し、相談者、事業者及び相談員の三者間であっせん作業を行ったことがあり、これは、コロナ禍で県をまたいだ往来が難しい状況では有効な手段であったと思う。

他県ではi P a dを使用し、インターネットを介した相談を受けているところもあるが、顔が見えるとかえって相談がしづらいということもあるのか件数はさほど伸びていないようである。また、人口の多い大阪府などでは、定型的なQ & Aを用意しておき、L i n eによる自動応答を利用した相談対応を試みているということも聞いている。

相談者の中にはI Tに詳しくない方や経済的に対応が難しいという方もおられるので、ケースバイケースで色々な手段を検討していく必要があると感じている。

5 次回（第39回）開催について

(1) 日時

令和4年2月1日（火）午後1時15分

(2) テーマ

新型コロナと広報活動について

6 閉会